

法改正のポイント



□ 対象範囲の拡大

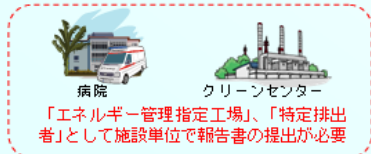
- ▷ 従来の**事業所**単位の規制体系が**事業者**単位に拡大されました。
- ▷ 複数の施設を管理する**地方公共団体**では、**全施設のエネルギー総使用量および温室効果ガス排出量が規制対象**となります。

□ 事業者単位制導入のイメージ

- ▷ 施設単位でエネルギー使用量、温室効果ガス排出量が基準値以下 ⇒ 未指定



- ▷ 施設単位でエネルギー使用量、温室効果ガス排出量が基準値以上 ⇒ **施設単位で報告**



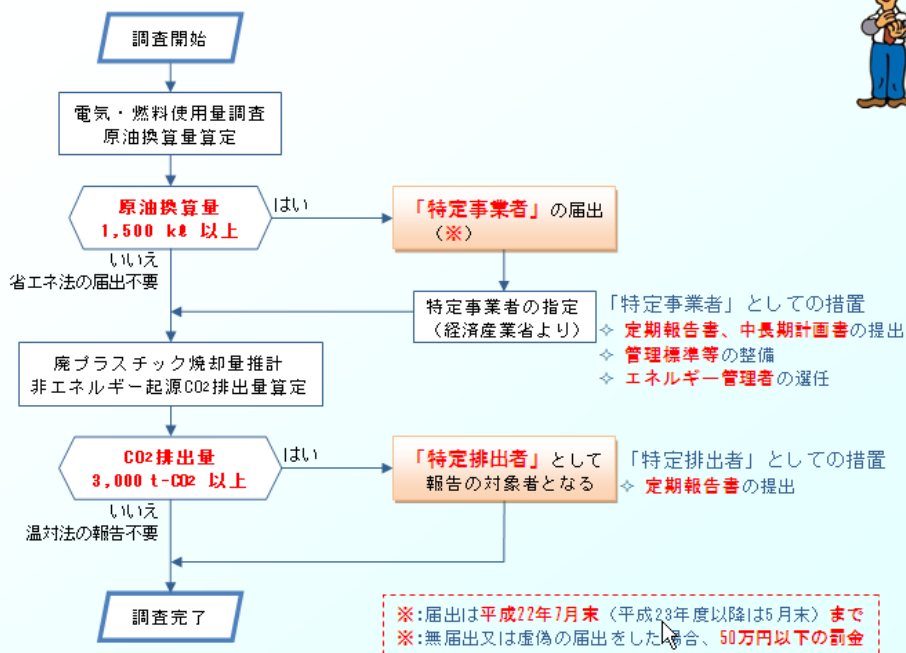
改正

- ▷ 行政事務・事業全体のエネルギー使用量、温室効果ガス排出量が基準値以上 ⇒ **事業者単位で報告**



地方公共団体が規制対象！

平成21年度実績に基づく規制対象判定フロー



改正省エネ法施行

これまででは大規模な事業所が個別に規制対象となっていました。22年度から事業所を擁する官庁(ほとんどが該当)や企業が一事業者として規制対象となり、原油換算で年間1,500kl以上のエネルギーを消費している事業者は国への届出や年1%以上の削減計画、設備の管理マニュアル策定等が義務(違反すると罰金や事業体名の公表)となりました。

当社は、改正省エネ法による中長期計画作成等の全面的なサポートが可能です。